議第87号

三島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

三島市国民健康保険税条例 (昭和34年三島市条例第10号) の一部を次のように改正する。

附則第13項を附則第15項とし、附則第10項から附則第12項までを2項ずつ繰り下 げ、附則第9項の次に次の2項を加える。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額でに特例適用利子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額がごに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所 属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する 法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例 適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配 当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第22条の規 定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の三島市国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例 の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による 所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定 する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法 第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適 用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3 項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

平成28年11月29日提出

三島市長 豊 岡 武 士